

## 広島西飛行場跡地活用検討会開催要綱

(目的)

第1条 広島県広島西飛行場のヘリポート化に伴う跡地（以下「広島西飛行場跡地」という。）の活用について検討するため、広島県及び本市が共同して広島西飛行場跡地活用検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 広島西飛行場跡地の活用方策に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又はそれに準ずる者
- (3) 関係行政機関並びに広島県及び本市の職員

(座長)

第4条 検討会に、構成員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討会は、公開で行うこととする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 検討会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、都市整備局都市機能調整部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。